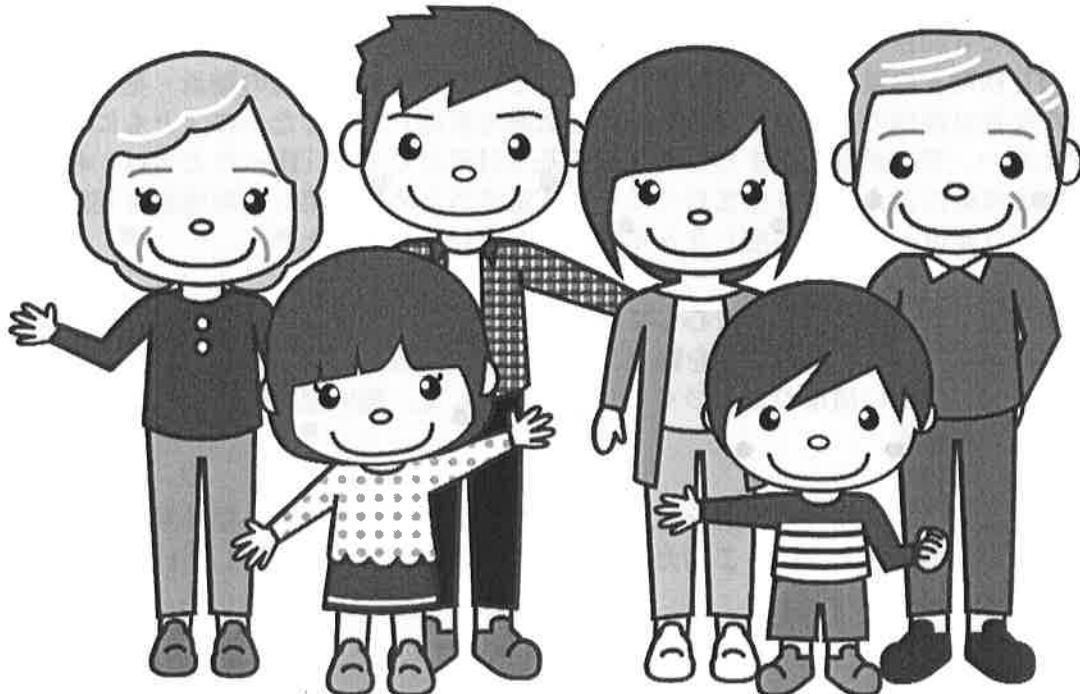


第6期ニセコ町地域福祉実践計画

(令和3年度～令和7年度)

《基本目標》

～ともに助け合い、支え合い、
笑顔が見えるまちづくり～



令和3年3月

社会福祉法人 ニセコ町社会福祉協議会

はじめに

昭和63年9月に社会福祉法人として設立認可を受け、社会福祉法人ニセコ町社会福祉協議会が誕生して、本年32年目を迎えました。

近年は、少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、女性の社会進出、核家族化が進行し、一方では人間関係の希薄化や相互扶助機能が弱まり、地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中で、人々の生き方・暮らし方が多様化しています。

国は介護保険制度維持・財源保持のため、制度改正により地域で支える体制づくりを推進しており、地域福祉を担う人材不足が課題となっています。

本町の高齢化率は26.9%（令和2年10月1日現在）に達し、今後も認知高齢者・独居高齢者・高齢者世帯の増加が見込まれます。

暮らしの営みの中で、増加が予想される認知高齢者等の在宅支援や住宅問題、経済問題など日常生活上の課題は多く、福祉サービスをはじめ、地域資源の充実が求められます。

さらに、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住民の理解をはじめ、多くの福祉関係者・団体、ボランティア、行政が連携・協働していくことが求められています。

ニセコ町社会福祉協議会では、はじめて平成22年に「地域福祉実践計画」を策定し今回で3回目となります。前回（第5期）の実践計画を更に充実し、ニセコ町の「相互扶助」の精神を根付かせます。そして、これまでの活動の継承・見直しを行い、新たな福祉課題の対応や更なる地域福祉活動を推進していくために『ともに助けあい、支えあい、笑顔が見えるまちづくり』を基本目標として、「困ったときは、お互いさま」と気軽に言えるようなまちづくりを推進するために、第6期地域福祉実践計画（令和3年度～令和7年度）5ヶ年計画を策定いたしました。

住み慣れた地域で、日々安心して暮らすことが町民一人ひとりの願いです。

本計画に基づき、このことを踏まえて、家族や隣近所・地域の人々が共に支え合う「やさしい温かい福祉のまちづくり」を指針として、地域福祉の実現に向けて取り組んでまいります。

今後とも、地域住民の皆様をはじめニセコ町並びに関係機関、福祉関係団体等多くの方々のご理解とご支援・ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 ニセコ町社会福祉協議会
会長 三橋範夫

第6期地域福祉実践計画の構成

1 計画期間

この計画は、令和3年度～令和7年度までの5年間を計画期間とします。

2 基本目標及び基本計画

1) 基本目標

計画期間内を通して取り組む目標・スローガンです。
基本目標を定めます。

【基本目標】

ともに助け合い、支え合い、
笑顔が見えるまちづくり

2) 基本計画

基本目標をより具体化し実践するため、次の4項目を基本計画とし事業を推進します。

- ① 地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり
地域全体の課題を共有し、そこから発展するネットワークづくり・まちづくりを目指し、安心・安全・福祉のまちづくりを進める。
- ② 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり
個々の住民の生活課題やニーズを見逃すことなく対応し、日常生活自立支援事業のほか、在宅福祉サービスを含め、利用者主体のサービスの実現と、それらのサービス内容の質の向上を推し進める。
- ③ 地域づくりを主体的に担う人づくり
地域の課題を発見し、解決のための地域づくりを進める担い手を発掘・育成するため、研修会等に参加し「人材」づくりを進める。
- ④ 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり
地域の多様な要望や希望を解決出来るよう、社協組織、活動を強化するよう進める。

第6期 地域福祉実践計画策定要領

1 策定目的

近年、少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、女性の社会進出、核家族化が進行していますが、一方では人間関係の希薄化や相互扶助機能が弱まり、地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中で、人々の生き方・暮らし方が多様化しています。

住み慣れた地域で、日々安心して暮らすことが町民一人ひとりの願いです。

このことを踏まえて、家族や隣近所・地域の方々が共に支え合う「やさしい温かい福祉のまちづくり」を目指します。

同時に、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生委員、N P Oなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、社協運営・経営に取組むことを目的に第6期地域社会実践計画を策定します。

2 策定者 社会福祉法人 ニセコ町社会福祉協議会

3 策定主管 ニセコ町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会

4 計画策定期間 令和2年度

5 計画設定期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

6 計画の名称 第6期地域福祉実践計画

7 基本目標 [ともに助けあい、支えあい、笑顔が見えるまちづくり]

8 実践計画の構成 ①地域福祉実践計画

市町村社協が中心となって推進する活動の実施計画

②社協発展強化計画

市町村社協の組織、運営、経営の強化計画

9 計画の策定方法、及び実施

組織・・地域福祉実践計画策定委員会（理事会）

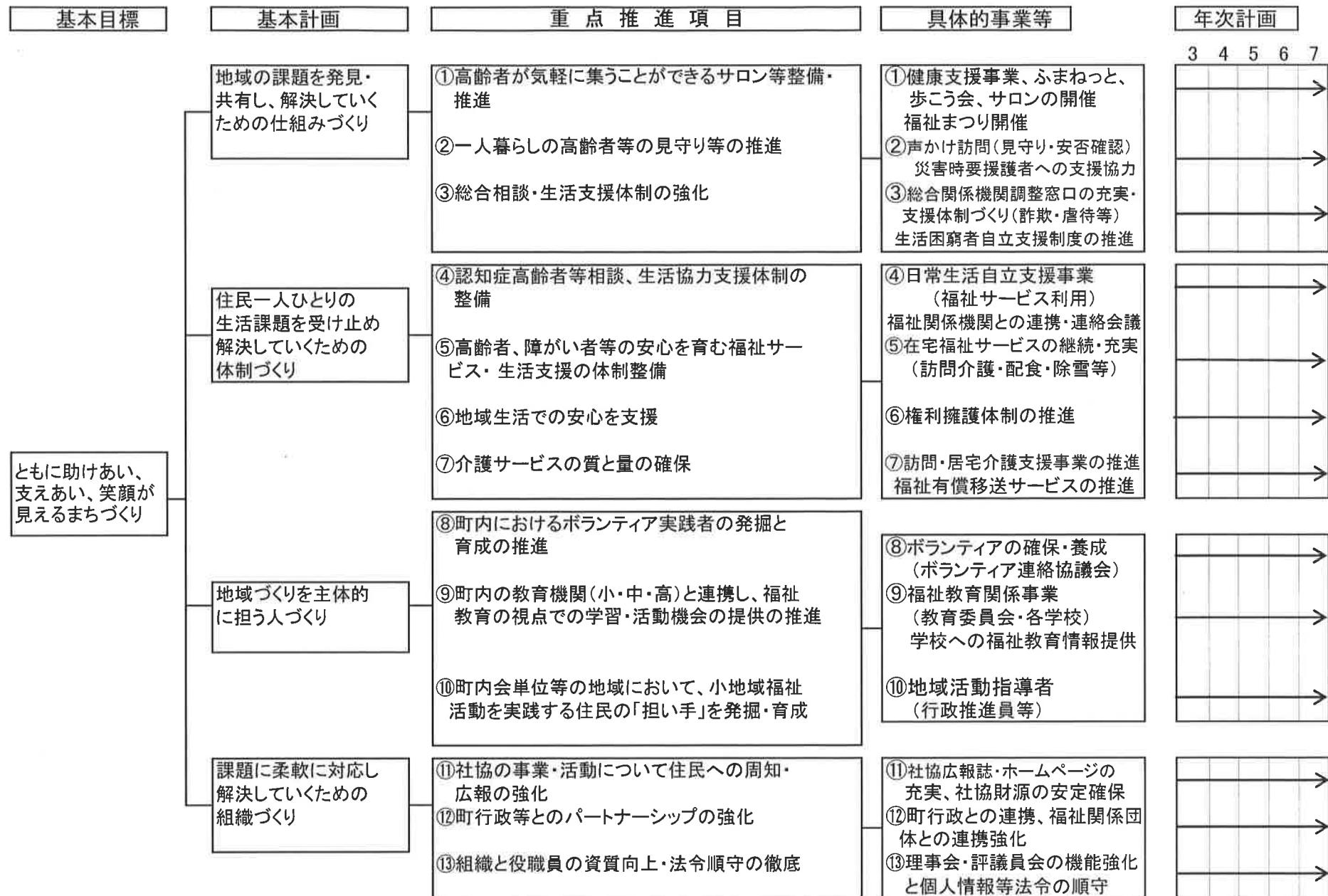
計画決定 理事会・評議員会

10 実施主体・事務局 社会福祉法人 ニセコ町社会福祉協議会

11 成果反省（検証） 毎年毎に成果反省（検証）を行う

12 計画の見直し 成果反省（検証）により計画を見直すことが出来る

「地域福祉実践計画」体系図



第6期地域福祉実践計画基本目標・基本計画

ニセコ町社会福祉協議会

計画名称 ニセコ町地域福祉実践5カ年計画

●現状と課題

◎ 地域の現状と課題

本町は、人口微増のものの少子高齢化は進み、高齢化率26.9%に達し、基幹産業である農業は、価格の不安定、資材の高騰、観光面では集客が増加傾向にある。

福祉施設は特養一棟(特養併設のデイサービス)、認知症対応のグループホームがあるが、施設数としは満足とは言い難い。このような中で高齢者等の見守り、支える地域づくりを進めていかなければならない。同時に住み慣れた地域で暮らし続けるための地域福祉の基盤づくりとともに、地域福祉を支える人づくりが必要と考えます。

◎ 社協の現状と課題

福祉実践計画も第6期を迎え、本町は3回目の計画書策定であるが、町と連携して実践計画を作成し、高齢者等が健康で安心して生活ができる環境づくりを図っていかなければならない。そのためにも地域といかに密着していくかがこれから社協の課題である。また、住民の社協活動への理解と協力を必要とする状況で、会費収入・共同募金収入が他町村社協に比して低い状況にある。また、自治体の財政難により、補助金も限られるなかで地域福祉をどのように推進していくかが当面の課題となっている。

基本目標

ともに助け合い、支え合い、笑顔が見えるまちづくり

基本計画	重点推進項目	実践項目	年次計画				
			3	4	5	6	7
地域の課題を発見・共有し解決していくための仕組みづくり	① 高齢者が気軽に集うことができるサロン等整備・推進	① 健康支援事業、ふまねっと、歩こう会、サロンの開催 福祉まつりの開催	○	○	○	○	○
	② 一人暮らしの高齢者等の見守り等の推進	② 声かけ訪問(見守り・安否確認) 災害時要援護者への支援協力	○	○	○	○	○
	③ 総合相談・生活支援体制の強化	③ 総合関係機関調整窓口の充実・ 支援体制づくり(詐欺・虐待等) 生活困窮者自立支援制度の推進	○	○	○	○	○

基本計画	重点推進項目	実践項目	年次計画				
			3	4	5	6	7
住民一人ひとりの生活課題を受け止め解決していくための体制づくり	④ 認知症高齢者等相談、生活協力支援体制の整備	④・日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用) ・福祉関係機関との連携・連絡会議	○	○	○	○	○
	⑤ 高齢者、障がい者等の安心を育む福祉サービス・生活支援の体制整備	⑤・在宅福祉サービスの継続・充実 (訪問介護・配食・除雪等)	○	○	○	○	○
	⑥ 地域生活での安心を支援	⑥・権利擁護体制の推進	○	○	○	○	○
	⑦ 介護サービスの質と量の確保	⑦・訪問介護、居宅介護事業の推進 ・福祉有償移送サービスの推進	○	○	○	○	○
地域づくりを主体的に担う人づくり	⑧ 町内におけるボランティア実践者の発掘と育成の推進	⑧・ボランティアの確保・養成 (ボランティア連絡協議会)	○	○	○	○	○
	⑨ 町内の教育機関(小・中・高)と連携し、福祉教育の視点での学習、活動機会の提供の推進	⑨・福祉教育関係事業 (教育委員会、各学校) ・学校への福祉教育情報提供	○	○	○	○	○
	⑩ 町内会単位等の地域において、小地域福祉活動を実践する住民の「担い手」の発掘・育成	⑩・地域活動指導者 (行政推進員等)	○	○	○	○	○
課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり	⑪ 社協の事業、活動について住民への周知・広報の強化	⑪・社協広報誌・ホームページの充実 ・社協財源の安定確保	○	○	○	○	○
	⑫ 町行政とのパートナーシップの強化	⑫・町行政との連携、福祉関係団体との連携強化	○	○	○	○	○
	⑬ 組織と役職員の資質向上・法令順守の徹底	⑬・理事会、評議員会の機能強化と個人情報等法令の順守	○	○	○	○	○

第6期地域福祉実践計画 実施計画書

ニセコ町社会福祉協議会

基本計画① 地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

重点推進項目	実 践 項 目 ・ 事 業 名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
① 高齢者が気軽に集うことができるサロン等整備・推進	健康・体力づくり・サロン等の推進 - 通年 健康支援事業 ふまねっと（第2・4金曜日） 地域ふれあいサロンの開設、 推進 - 夏季間 5月～10月 歩こう会 月2回 - 福祉まつり実施 年1回	町補助 単独事業	自主財源	スポーツ推進員 包括支援センター 老人クラブ ボランティア団体 福祉会 生活の家	○	○	○	○	○	
② 一人暮らしの高齢者等の見守り等の推進	小地域ネットワーク活動 - 声かけ訪問（ヘルパー） 見守り、安否確認 月2回 - 災害時要援護者への支援協力 行政主導実施の防災訓練等への連携協力 - 要援護者リストの作成協力	委託事業 単独事業	自治体 自主財源	民生委員 包括支援センター 福祉会	○	○	○	○	○	
③ 総合相談・生活支援体制の強化	総合関係機関調整窓口の充実、 支援体制づくり - 福祉、介護、医療機関等との 連携強化 - 生活福祉資金制度の相談支援 （道社協・町社協） - 生活困窮者自立支援制度の 推進 - 福祉、介護、医療機関等との 連携強化 - ケア会議等への参加	単独事業	自主財源	民生委員 道社協 包括支援センター 老人クラブ 身障協会	○	○	○	○	○	

基本計画② 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

重点推進項目	実 践 項 目・事 業 名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
④ 認知症高齢者等相談、生活協力支援体制の整備	日常生活自立支援事業の推進 ・福祉サービスの利用手続き援助等 ・認知症高齢者支援 ・振込詐欺、消費者被害防止の啓発 ・地域包括支援センター等の連携	単独事業	道社協 自主財源	老人クラブ 身障協会 生活サポートセンター 包括支援センター 福祉会 自治体	○	○	○	○	○	
⑤ 高齢者、障がい者等の安心を育む福祉サービス・生活支援の体制整備	在宅福祉サービスの継続と充実 ・訪問介護・居宅介護事業（ヘルパー） ・配食サービス 週2回 ・除雪サービス 対象：高齢者・障害高齢者 希望者の申込を募る ・紙おむつサービス（現金支給） ・安全杖の有償給付 ・車椅子の無償貸出 ・供花用紙の利用推進	町補助 委託事業	自治体	ボランティア団体 包括支援センター 高齢者事業団 福祉会 共同募金委員会	○	○	○	○	○	
⑥ 地域生活での安心を支援	権利擁護体制の推進 ・日常生活自立支援事業の推進 ・成年後見制度等の対応・相談	町委託	自治体	生活サポートセンター	○	○	○	○	○	
⑦ 介護サービスの質と量の確保	訪問・居宅介護事業の推進 ・訪問介護・居宅介護サービスの充実 ・福祉有償運送（移送サービス）事業の推進 ・包括支援センター、支援事業所等のニーズ共有・把握 ・各種研修会等への参加	町補助 単独事業	自主財源	包括支援センター 福祉会	○	○	○	○	○	

基本計画③ 地域づくりを主体的に担う人づくり

重点推進項目	実践項目・事業名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
⑧ 町内におけるボランティア実践者の発掘と育成の推進	ボランティアの確保・養成 ・既存ボランティア(加盟団体)への支援 ・町ボランティア連絡協議会の充実 ・ボランティア活動への意識啓発(研修会参加等)	単独事業	自主財源	ボランティア連絡協議会	○	○	○	○	○	
⑨ 町内の教育関係機関(小・中・高)と連携し、福祉教育の視点での学習・活動機会の提供の推進	福祉に関する学習 ・児童、生徒のボランティアの活動支援 ・施設等ボランティア体験の場の提供支援・連絡調整 ・学校への福祉教育情報の提供	単独事業	自主財源	教育委員会 各学校 福祉会	○	○	○	○	○	
⑩ 町内会単位等の地域において、小地域福祉活動を実践する住民の「担い手」を発掘・育成	地域活動指導者 ・行政推進員や地域団体に働きかけ、代表者に協力要請 ・福祉人材の確保	単独事業	自主財源	町内会 地域団体	○	○	○	○	○	

基本計画④ 課題を柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

重点推進項目	実践項目・事業名				年次計画					備考
	具体的事業	事業区分	財源区分	関係機関	3	4	5	6	7	
⑪ 社協の事業・活動について住民への周知・広報の強化	広報等による普及・啓発 ・社協だより・ミニ社協だよりの発行 ・ホームページの充実 ・町広報誌に掲載依頼 ・社協財源の安定確保 会員会費制度の理解・周知 企業等新規賛助会員の開拓 共同募金制度の理解・推進 (募金活動支援) 補助金・委託金に対する 経費の確保 各種助成事業への積極的 申請	単独事業	自主財源	自治体 共同募金委員会	○	○	○	○	○	
⑫ 町行政等とのパートナーシップの強化	町・関係機関との連携 ・町行政との連携、関係機関、団体との連携 ・町の指導を受けつつ、情報の共有化を図る ・道社協との連携	単独事業	自主財源	自治体 福祉団体 道社協	○	○	○	○	○	
⑬ 組織と役職員の資質向上・法令遵守の徹底	理事会、評議員会の機能強化と個人情報等法令の遵守 ・役職員の研修会等への参加 ・個人情報等業務で知り得た情報の法令遵守 ・職員の情報共有と資質の向上 ・役員会の実施 理事会、評議員会の開催監査の実施	単独事業	自主財源	理事、評議員 監事 職員	○	○	○	○	○	